

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 新旧対照表

改正(案)	旧
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 平成15年10月 1日 規程第 2号 (平成15年10月 1日 厚生労働大臣認可) 改正 平成18年 4月 1日 規程第 64号 (平成18年 8月25日 厚生労働大臣認可) 平成18年10月 1日 規程第 69号 (平成18年 8月25日 厚生労働大臣認可) 平成20年 3月31日 規程第 99号 (平成20年 3月31日 厚生労働大臣認可) 平成24年 7月31日 規程第184号 (平成24年 7月31日 厚生労働大臣認可) <u>平成 年 月 日 規程第 号</u> <u>(平成 年 月 日 厚生労働大臣認可)</u> 第1条～第3条 (略) 第2章 業務の方法 (業務の種類) 第4条 のぞみの園は、個別法第11条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設（以下「施設」という。）の設置及び運営並びにその附帯業務 (2) 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供並びにその附帯業務 (3) 障害者支援施設（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。<u>以下「障害者総合支援法」という。</u>）第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者に関する養成及び研修並びにその附帯業務 (4) 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言並びにその附帯業務 (施設の設置及び運営の方針) 第5条 のぞみの園は、前条に定める施設の設置及び運営に当たっては、利用する者の人権を尊重す	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 平成15年10月 1日 規程第 2号 (平成15年10月 1日 厚生労働大臣認可) 改正 平成18年 4月 1日 規程第 64号 (平成18年 8月25日 厚生労働大臣認可) 平成18年10月 1日 規程第 69号 (平成18年 8月25日 厚生労働大臣認可) 平成20年 3月31日 規程第 99号 (平成20年 3月31日 厚生労働大臣認可) 平成24年 7月31日 規程第184号 (平成24年 7月31日 厚生労働大臣認可) 第1条～第3条 (略) 第2章 業務の方法 (業務の種類) 第4条 のぞみの園は、個別法第11条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設（以下「施設」という。）の設置及び運営並びにその附帯業務 (2) 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供並びにその附帯業務 (3) 障害者支援施設（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者に関する養成及び研修並びにその附帯業務 (4) 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言並びにその附帯業務 (施設の設置及び運営の方針) 第5条 のぞみの園は、前条に定める施設の設置及び運営に当たっては、利用する者の人権を尊重す

るとともに、適切な支援が提供されるよう配慮しなければならない。 （施設の利用対象者） 第6条 施設の利用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、理事長が別に定める者は利用の対象としないことができる。 （1）<u>障害者総合支援法</u>第19条第1項及び第22条第8項の規定に基づき、市町村から介護給付費等を支給する旨の決定及び障害福祉サービス受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者 （2）児童福祉法第21条の5の5第1項及び第21条の5の7第9項の規定に基づき、市町村から障害児通所給付費等を支給する旨の決定及び通所受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者 （3）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村から更生援護の委託があつた者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の3の規定に基づく15歳以上の重度の者を含む。） （4）知障法第15条の4の規定に基づき、市町村から<u>障害者総合支援法</u>第5条第1項に規定する障害福祉サービスの提供を委託された者 （5）第10条の規定に基づき、地方公共団体等から受託した地域生活支援事業の対象者 第7条～第21条 （略） 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成15年10月1日から適用する。 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成20年4月1日から適用する。	るとともに、適切な支援が提供されるよう配慮しなければならない。 （施設の利用対象者） 第6条 施設の利用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、理事長が別に定める者は利用の対象としないことができる。 （1）<u>障害者自立支援法</u>第19条第1項及び第22条第8項の規定に基づき、市町村から介護給付費等を支給する旨の決定及び障害福祉サービス受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者 （2）児童福祉法第21条の5の5第1項及び第21条の5の7第9項の規定に基づき、市町村から障害児通所給付費等を支給する旨の決定及び通所受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者 （3）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村から更生援護の委託があつた者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の3の規定に基づく15歳以上の重度の者を含む。） （4）知障法第15条の4の規定に基づき、市町村から<u>障害者自立支援法</u>第5条第1項に規定する障害福祉サービスの提供を委託された者 （5）第10条の規定に基づき、地方公共団体等から受託した地域生活支援事業の対象者 第7条～第21条 （略） 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成15年10月1日から適用する。 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 附 則 （施行期日） この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
---	---

附 則 (施行期日) この業務方法書は、通則法第 2 8 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成 2 4 年 7 月 3 1 日から適用する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この業務方法書は、通則法第 2 8 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。</u>	附 則 (施行期日) この業務方法書は、通則法第 2 8 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成 2 4 年 7 月 3 1 日から適用する。
--	--